

お客様 各位

飯能信用金庫

各種規定の一部改正について

当金庫は、各種規定を下記のとおり令和3年2月1日（月）より改定します。なお、改定後の規定は本規定前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

1. 対象となる規定

- (1) 普通預金（決済用普通預金を含む）、総合口座取引、納税準備預金共通規定
- (2) 定期預金共通規定
- (3) 定期積金規定

2. 改正内容

各規定の「解約等」に係る内容について、下記の通り改正となりますのでお知らせいたします。

記

(1) 普通預金（決済用普通預金を含む）、総合口座取引、納税準備預金共通規定

改正前	改正後
12.（解約等） (1) この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。	12.（解約等） (1) この預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。 <u>なお、普通預金（決済用普通預金を含む）において当金庫が認めた場合は、当店以外の当金庫本支店でも解約できます。</u>

(2) 定期預金共通規定

改正前	改正後
3.（預金の解約、書替継続） (2) この預金を解約または書替継続するときは、証書によるものは証書の受取欄に届出の印章により記名押印して <u>当店に提出してください。</u> 通帳によるものは当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。 (3) 期日指定定期預金の一部について解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに当店に提出してください。	3.（預金の解約、書替継続） (2) この預金を解約または書替継続するときは、証書によるものは証書の受取欄に届出の印章により記名押印しまたは通帳によるものは当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。 <u>なお、当金庫が認めた場合は、当店以外の当金庫本支店でも解約できます。</u> (3) 期日指定定期預金の一部について解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに当店に提出してください。 <u>なお、当金庫が認めた場合は、当店以外の当金庫本支店でも解約できます。</u>

(3) 定期積金規定

改正前	改正後
<p>9. (解約等)</p> <p>(1) この積金を解約する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳等とともに当店に提出してください。</p>	<p>9. (解約等)</p> <p>(1) この積金を解約する場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳等とともに当店に提出してください。<u>なお、当金庫が認めた場合は、当店以外の当金庫本支店でも解約できます。</u></p>

以 上